

補助対象経費等について

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を図るため家庭において障害福祉サービス等の提供が引き続き必要となる利用者に対して行う居宅を訪問する等による代替サービス（県が休業を要請した場合に限る。）	補助対象事業の実施に必要なかかりまし経費のうち、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	付表に定める額	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

付表

		各サービス共通	当該事業所の職員により、利用者の居宅等への訪問によるサービスを行った事業所
サービス種別	1	生活介護	631千円/事業所
	2	自立訓練（機能訓練）	288千円/事業所
	3	自立訓練（生活訓練）	228千円/事業所
	4	就労移行支援	221千円/事業所
	5	就労継続支援A型	279千円/事業所
	6	就労継続支援B型	294千円/事業所
	7	就労定着支援	44千円/事業所
	8	児童発達支援	271千円/事業所
	9	医療型児童発達支援	172千円/事業所
	10	放課後等デイサービス	257千円/事業所